

# 益城町役場庁舎空調設備及びエアハンドリングユニット 保守点検業務委託契約書（案）

益城町役場庁舎空調設備及びエアハンドリングユニット保守点検業務（以下「保守点検業務」という。）について、益城町（以下「委託者」という。）と△△△（以下「受託者」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

## （総則）

第1条 委託者は、本契約書及び別紙仕様書に基づき、保守点検業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

## （業務内容）

第2条 保守点検業務の内容は、別紙仕様書のとおりとし、受託者は、関係法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

## （履行期間）

第3条 履行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、委託者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、委託者は、この契約を変更または解除することができる。

## （委託料）

第4条 この契約に基づく業務委託料（以下「委託料」という）は、総額金〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円）とする。

## （契約保証金）

第5条 契約保証金は、金〇〇円とする。ただし、益城町財務規則第81条の規定に該当する場合は免除する。

## （支払方法）

第6条 受託者は、年度終了後に、当該年度分の委託料を委託者に請求するものとし、委託者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内にこれを支払うものとする。

（支払い条件については協議事項とします。）

## （業務従事者）

第7条 受託者は、適格な技術及び経験を有する従事者に業務を実施させるものとする。また、委託者は、従事者のうち不適当と認めるときは、受託者に対して理由を付してそ

の旨を通知し、従事者の交代を申し出ることができる。

(損害賠償)

第8条 受託者は、業務の実施にあたり、その責に帰する事由により建物、機械器具及び備品等を破損または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、受託者は、この契約に定める義務を履行しないため委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、業務の履行に当たり、第三者に損害を与えたときは、委託者の責に帰する事由による場合を除くほか、自己の負担において当該損害を賠償しなければならない。

(費用負担)

第9条 受託者は、保守点検業務に必要な機械器具類及び消耗品類に要する経費を負担するものとする。ただし、別紙仕様書に特段の定めがある場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第10条 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密保持)

第11条 受託者は、業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰する事由により、履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由なく業務の処理を怠ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反し、その違反により契約目的を達成することができないと認められたとき。
- (4) 第16条（暴力団等の排除）の規定に該当すると認められるとき。

(違約金)

第14条 前条の規定により契約が解除されたときは、受託者は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間までに支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受託者は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、または承継させることはできない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(暴力団等の排除)

第16条 受託者は、自己又はその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないことを表明し、保証する。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して誠意をもって解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

委託者 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

益城町

益城町長 西村博則

受託者 熊本県 ○○

△△

□□